

家電リサイクル法の 施行状況等について

平成25年5月

家電リサイクル法の施行状況等(説明項目)

1. 家電リサイクル法制定の背景	2
2. 家電リサイクル法のポイント	3
3. 家電リサイクル法施行の概況	
(1) 指定引取場所における引取台数の推移	4
(2) 再商品化率の推移	5
(3) フロン回収量の推移	6
(4) 家電4品目の不法投棄台数の推移	7
(5) 使用済家電のフロー推計(平成23年度)	8
4. 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に位置付けられた各種施策の実施状況	14
(1) 消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進	15
(2) 小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡し確保	17
(3) 不法投棄対策の強化	18
(4) 3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃棄物処理・資源輸出の適正性を確保	19
(5) その他	20

(注) 本資料は、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。通称「家電リサイクル法」)の主な施行状況等について、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(平成20年2月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ/中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合。以下「合同会合」という。)中の個別課題への具体的な対策として位置付けられた各種施策の状況と併せて事務局が整理したもの。

1. 家電リサイクル法制定の背景

○市町村における適正処理困難

家庭から排出される家電製品は、本来は一般廃棄物として市町村に処理責任。しかし、大型のもの、組成・構造の複雑なものは、市町村における適正な処理が困難。

○廃棄物の最終処分場の逼迫

廃棄物の最終処分場の新規確保が困難となる中、使用済み家電製品を埋め立てることのできる処分場の不足が深刻化。廃棄物の発生抑制が重要。

○資源の有効利用の要請

価値ある再生資源が利用されずに廃棄されている状況を改善して、その利用を推進すべきとの社会的要請。家電製品の中にはリサイクルに適した金属分を含むものが存在。

(参 考)平成10年5月12日・衆・商工委員会 通商産業大臣による提案理由説明

我が国においては、国民生活の向上に伴い、家庭等から排出される機械器具に係る廃棄物の量が増大し、廃棄物の最終処分場が逼迫しつつある等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化しております。

その一方で、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとりましては、これらの廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが強く求められております。このような状況において、我が国における生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保し、循環型経済社会を実現するためには、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用を図っていくことが重要であります。

このため、金属、ガラス等有用な資源を多く含み、再商品化等による廃棄物の減量に効果のある家電製品を中心とする特定家庭用機器について、小売業者による収集運搬及び製造業者等による再商品化等を適正かつ円滑に実施する新たな仕組みを構築し、もって廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、今般、本法案を提案した次第であります。(後略)



特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。通称「家電リサイクル法」)

○平成10年5月成立、平成13年4月本格施行

2. 家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的(経済産業省・環境省の共管法)。

排出

排出者(消費者等)

適正な引渡し、収集・再商品化等に関する費用負担

リサイクル料金(大手家電メーカーの例):エアコン:¥1,575、テレビ:¥1,785(小型)、¥2,835(大型)、冷蔵庫・冷凍庫:¥3,780(小型)、¥4,830(大型)、洗濯機・衣類乾燥機:¥2,520

収集・運搬

排出者からの引取義務

- ①自らが過去に小売販売した対象機器
- ②買換えの際に引取りを求められた対象機器

小売業者

製造業者等への引渡義務

再商品化等

指定引取場所(全国各地375カ所)(平成25年3月現在)

対象機器の引取義務

指定法人

- ①義務者不存在等
- ②中小業者の委託

製造業者
輸入業者

自らが過去に製造・輸入した対象機器

リサイクルプラント(全国49カ所)

再商品化等実施義務

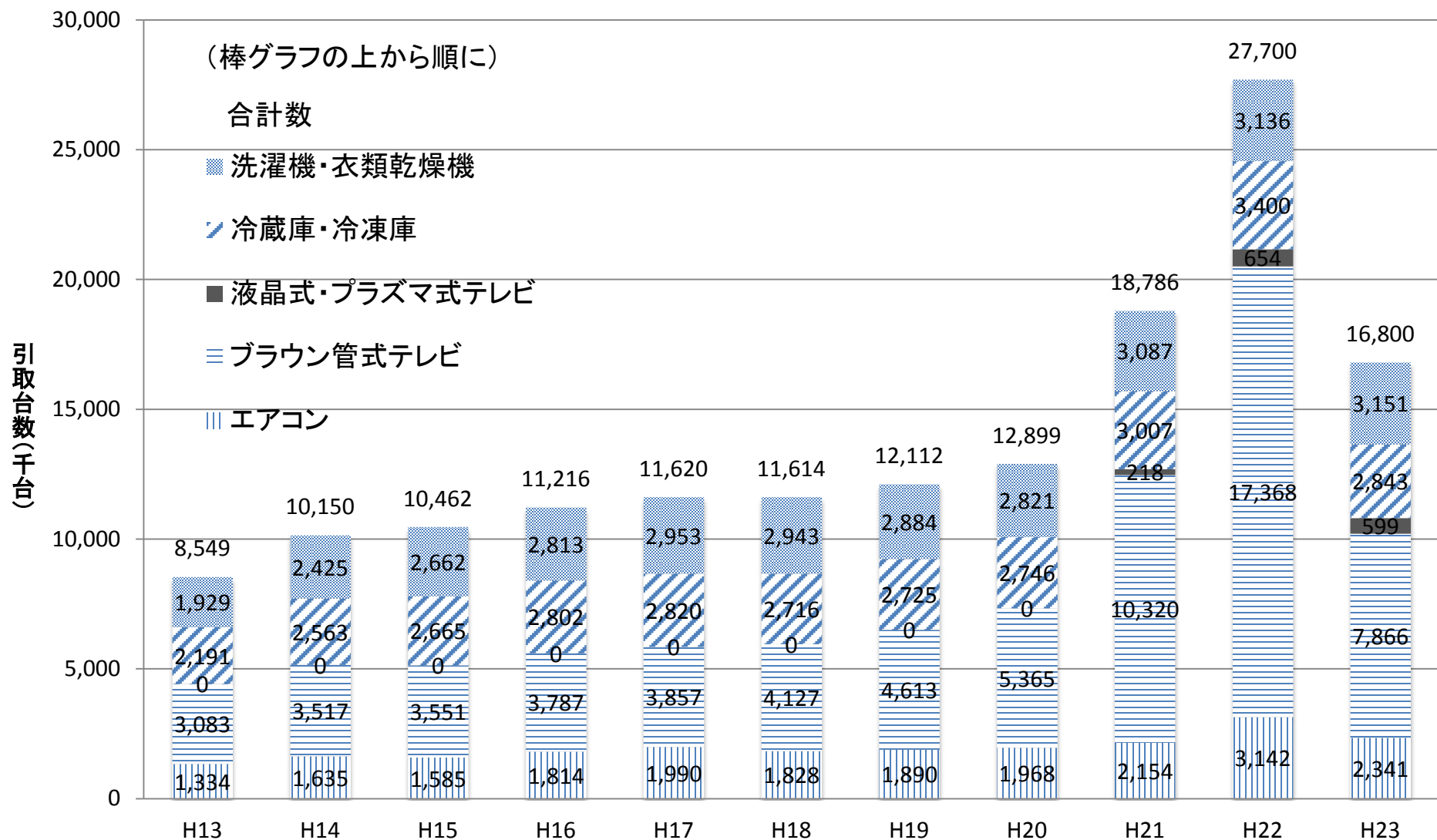
市町村等

市町村等

中古品として流通(リユース・輸出等)

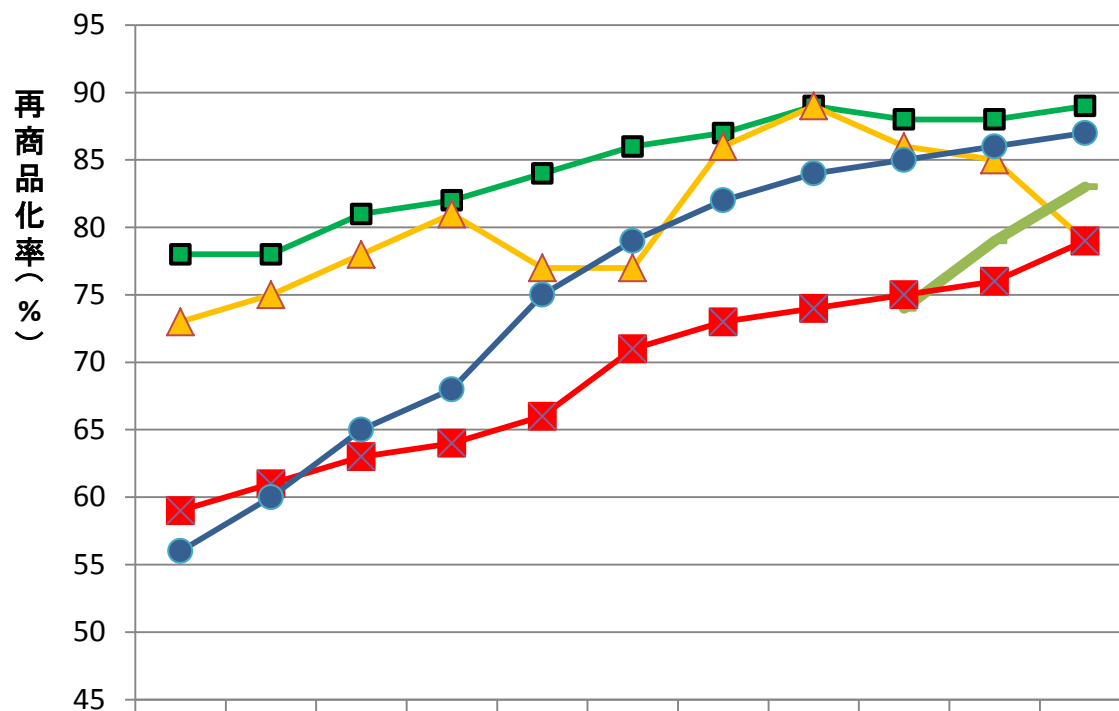
3. 家電リサイクル法施行の概況(概況)

(1) 指定引取場所における引取台数の推移



(注)平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行(岩手・宮城・福島県は平成24年4月1日に完全移行)。24年度の引取台数(4品目合計)は約1,120万台(速報値)。

3. 概況(2)再商品化率の推移



(年度)

(年度)	H1 3	H1 4	H1 5	H1 6	H1 7	H1 8	H1 9	H2 0	H2 1	H2 2	H2 3
■ エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89
▲ ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79
— 液晶式・プラズマ式テレビ									74	79	83
■ 冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79
● 洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87

(再商品化基準)

60%(～H20),70%(H21～)

55%

50%(H21～)

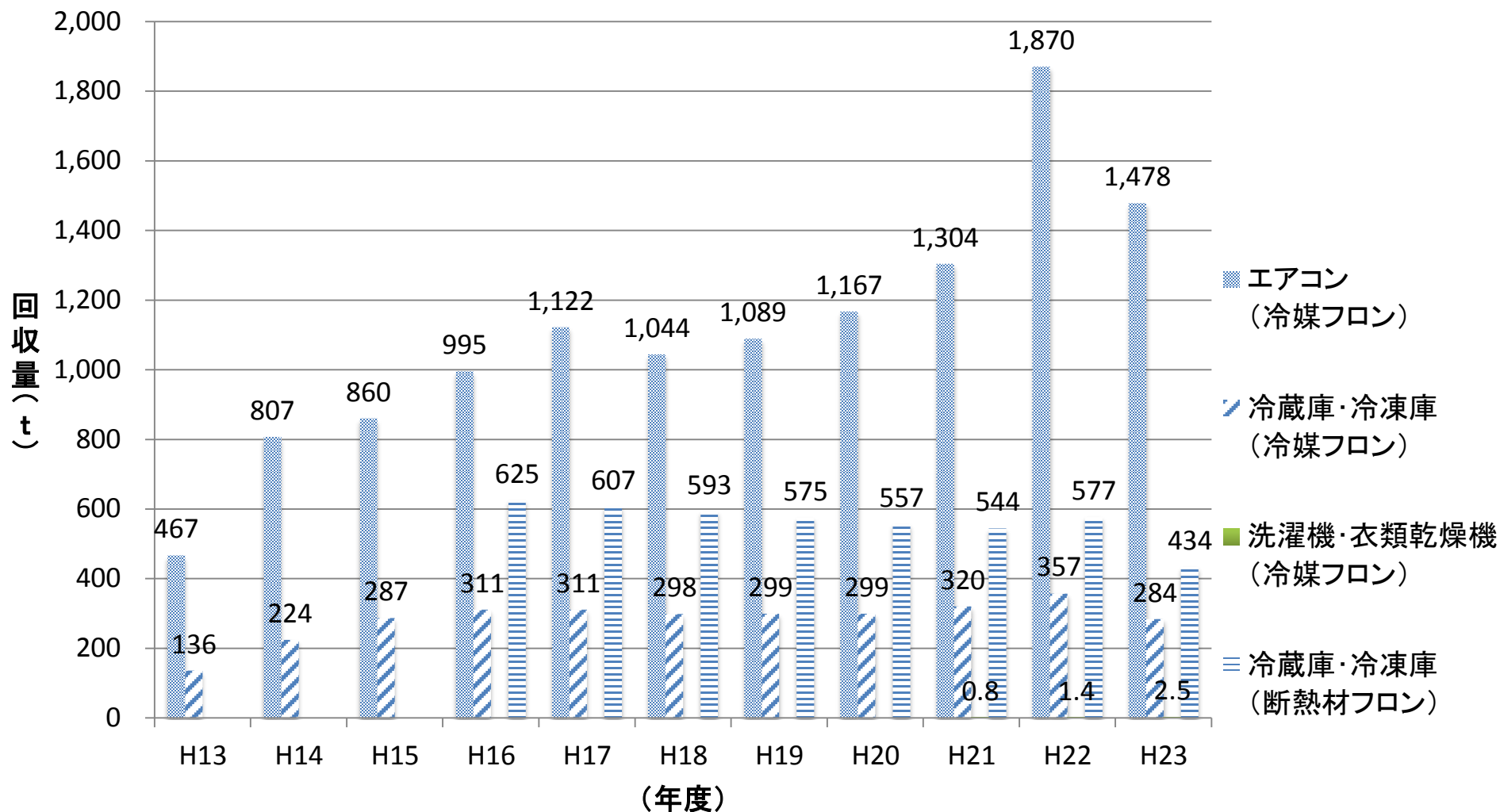
50%(～H20),60%(H21～)

50%(～H20),65%(H21～)

(注1) 液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加。

(注2) 平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

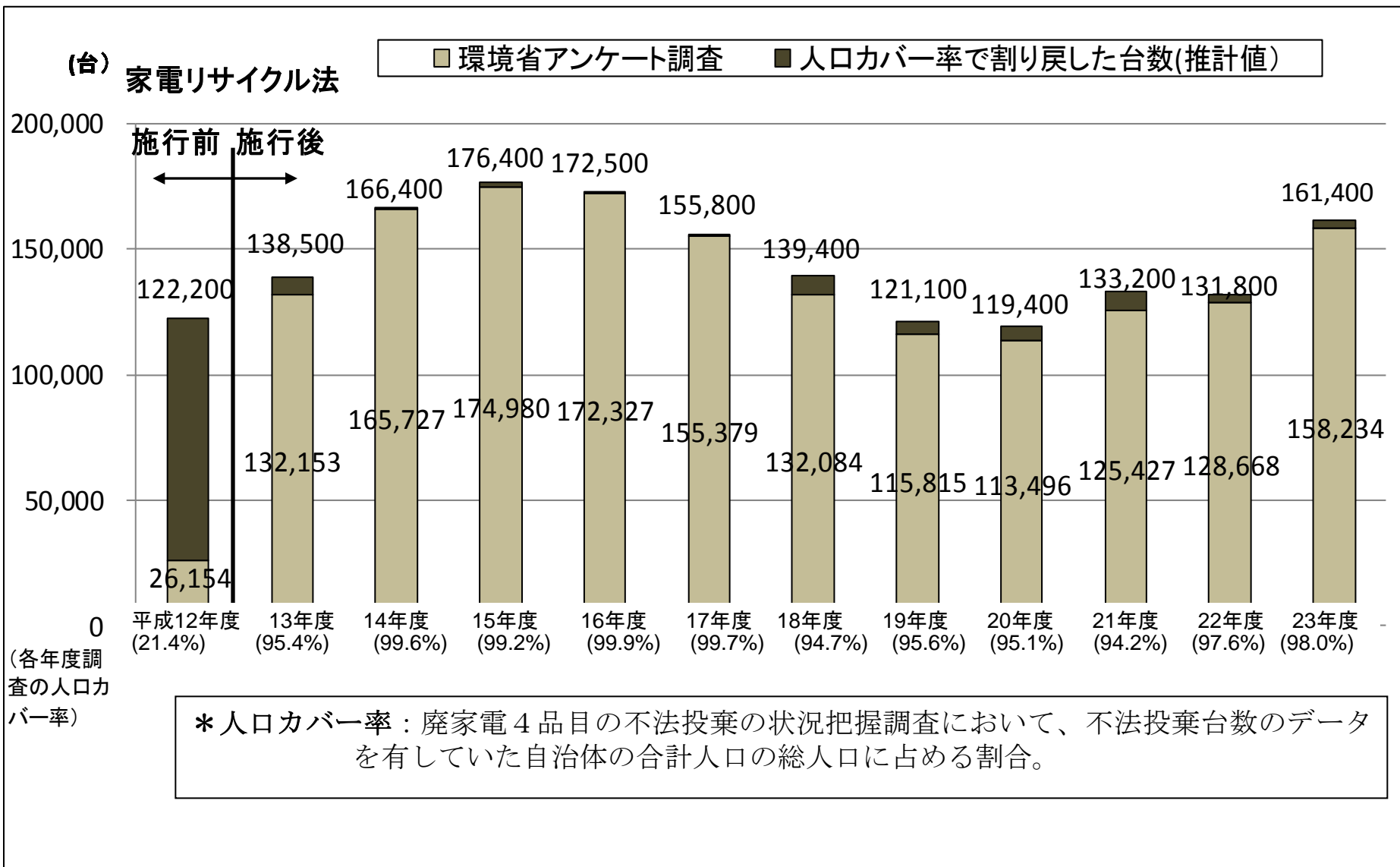
3. 概況(3)フロン回収量の推移



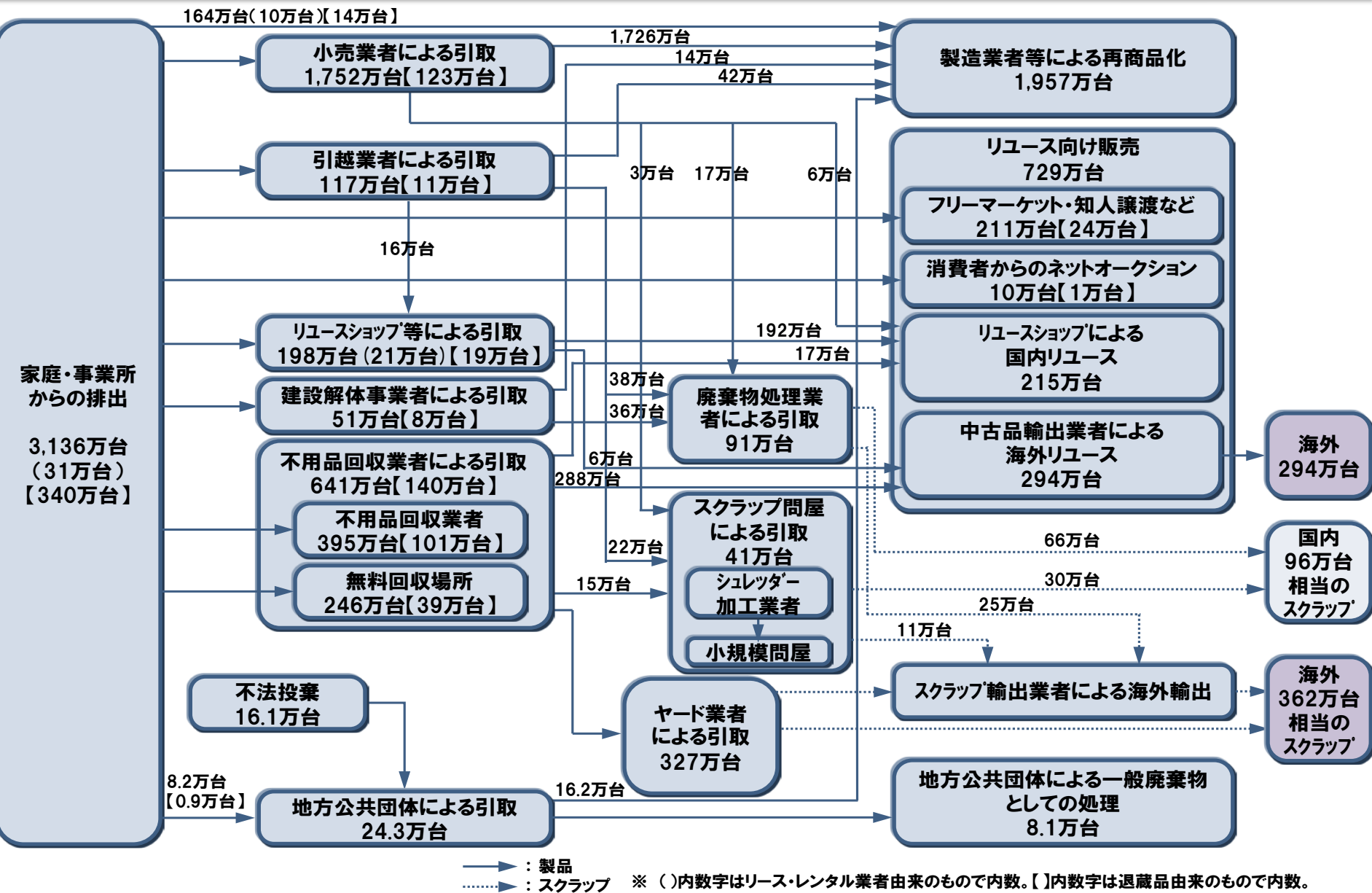
(注1) 平成16年度より、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収が、平成21年度より、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収が義務付け。

(注2) 洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロンの回収量は過小であるため、グラフとしては可視化できていない。

3. 概況(4)家電4品目の不法投棄台数の推移



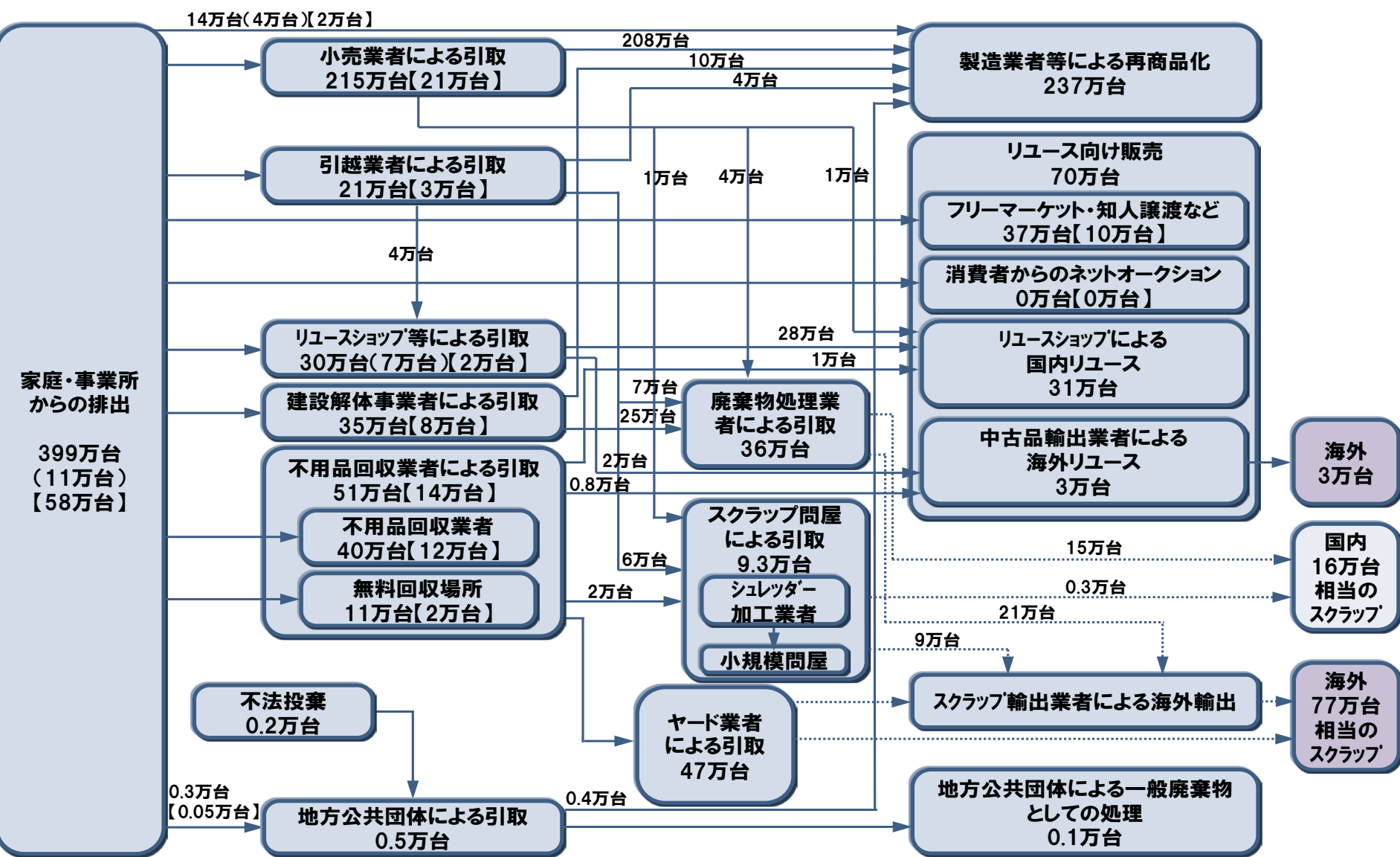
3. 概況(5)①使用済家電のフロー推計(23年度、4品目合計)



→ : 製品
 : スクラップ ※ ()内数字はリース・レンタル業者由来のもので内数。【】内数字は退職品由来のもので内数。

(注)上表は、一部を除き、あくまで消費者アンケート等を踏まえた推計であることに留意する必要。

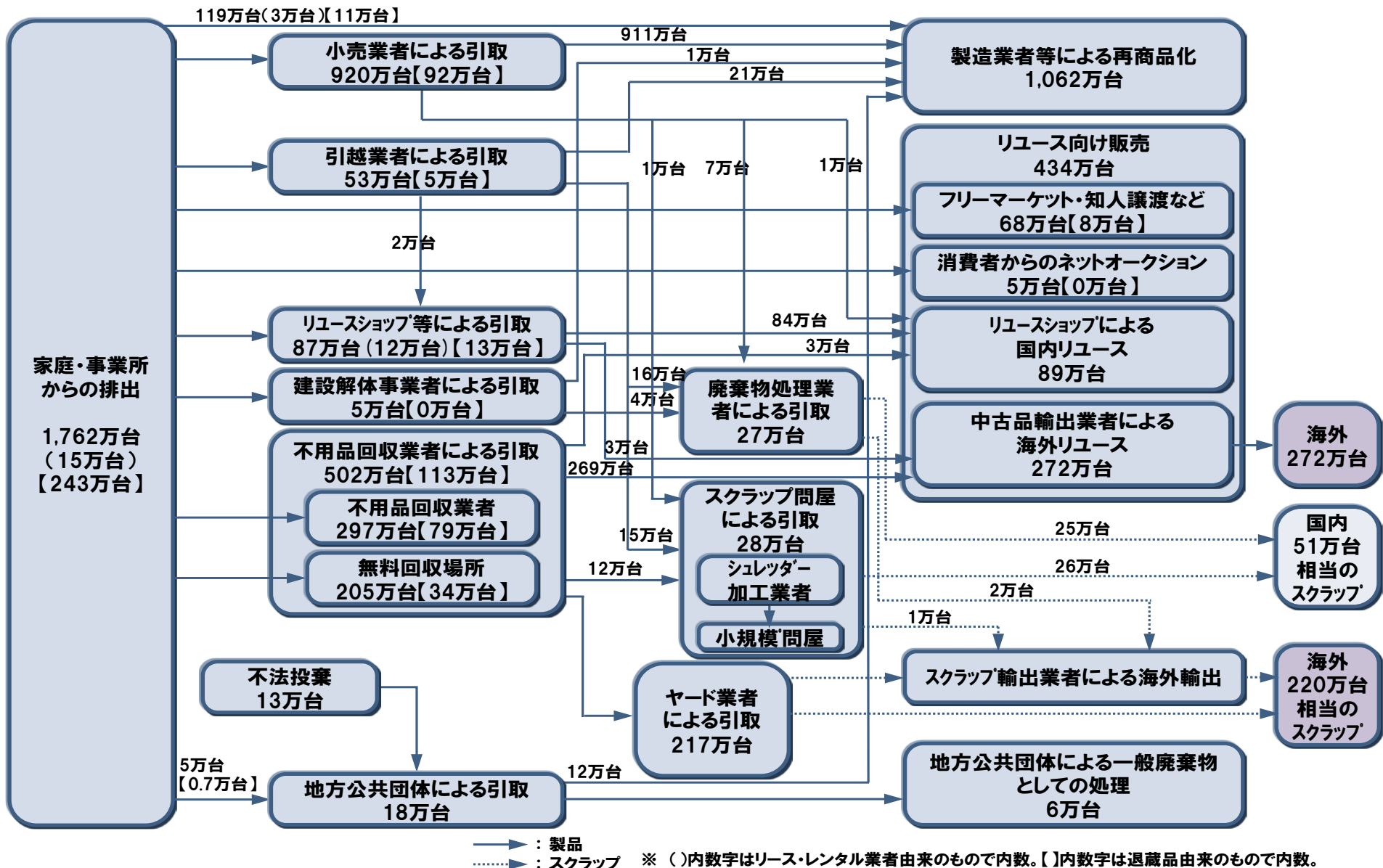
3. 概況(5)②使用済家電のフロー推計(23年度、エアコン)



→ : 製品
 : スクラップ ※ ()内数字はリース・レンタル業者由来のもので内数。【】内数字は退職品由来のもので内数。

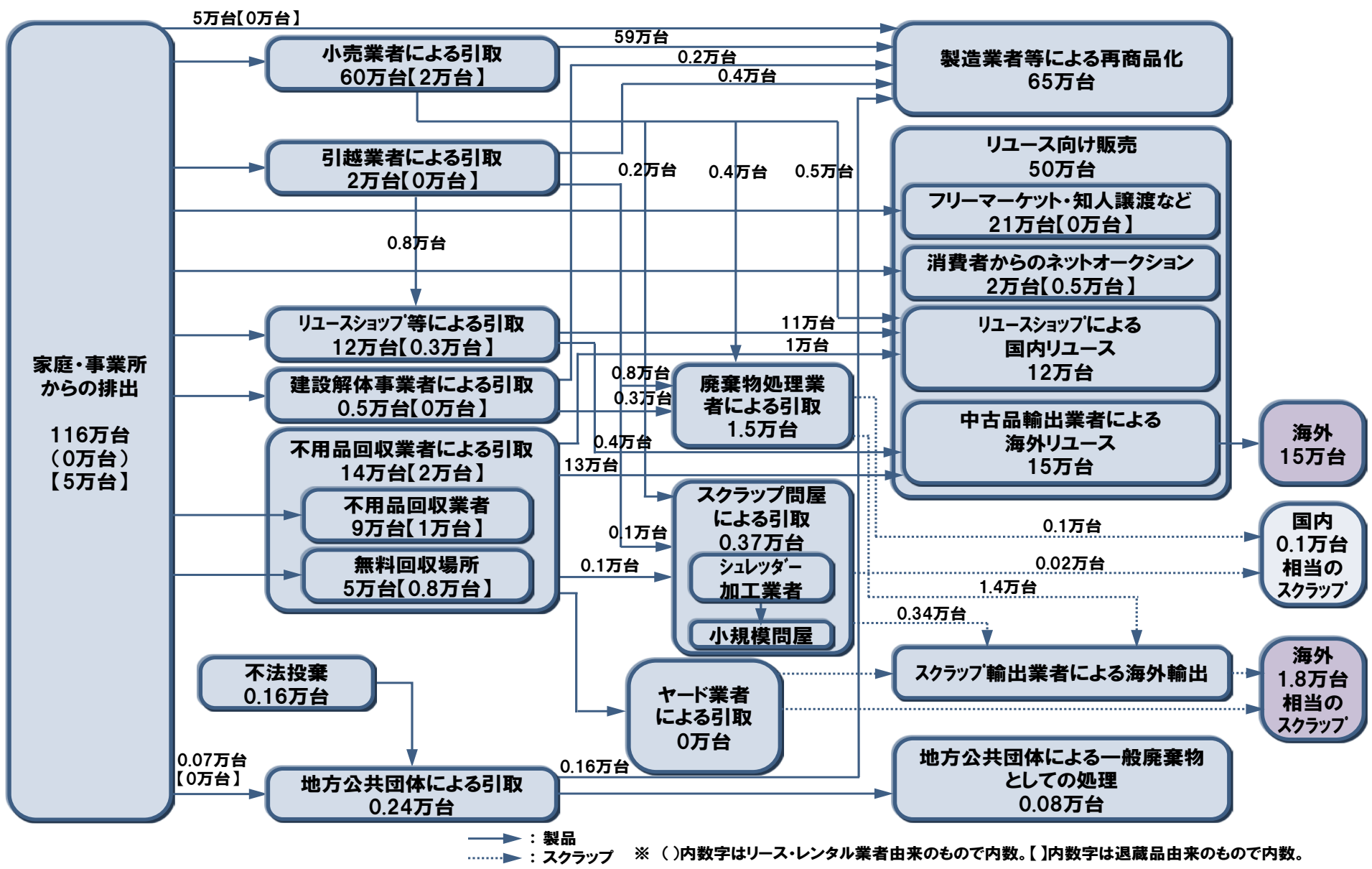
(注) 上表は、一部を除き、あくまで消費者アンケート等を踏まえた推計であることに留意する必要。

3. 概況(5)③使用済家電のフロー推計(23年度、ブラウン管テレビ)



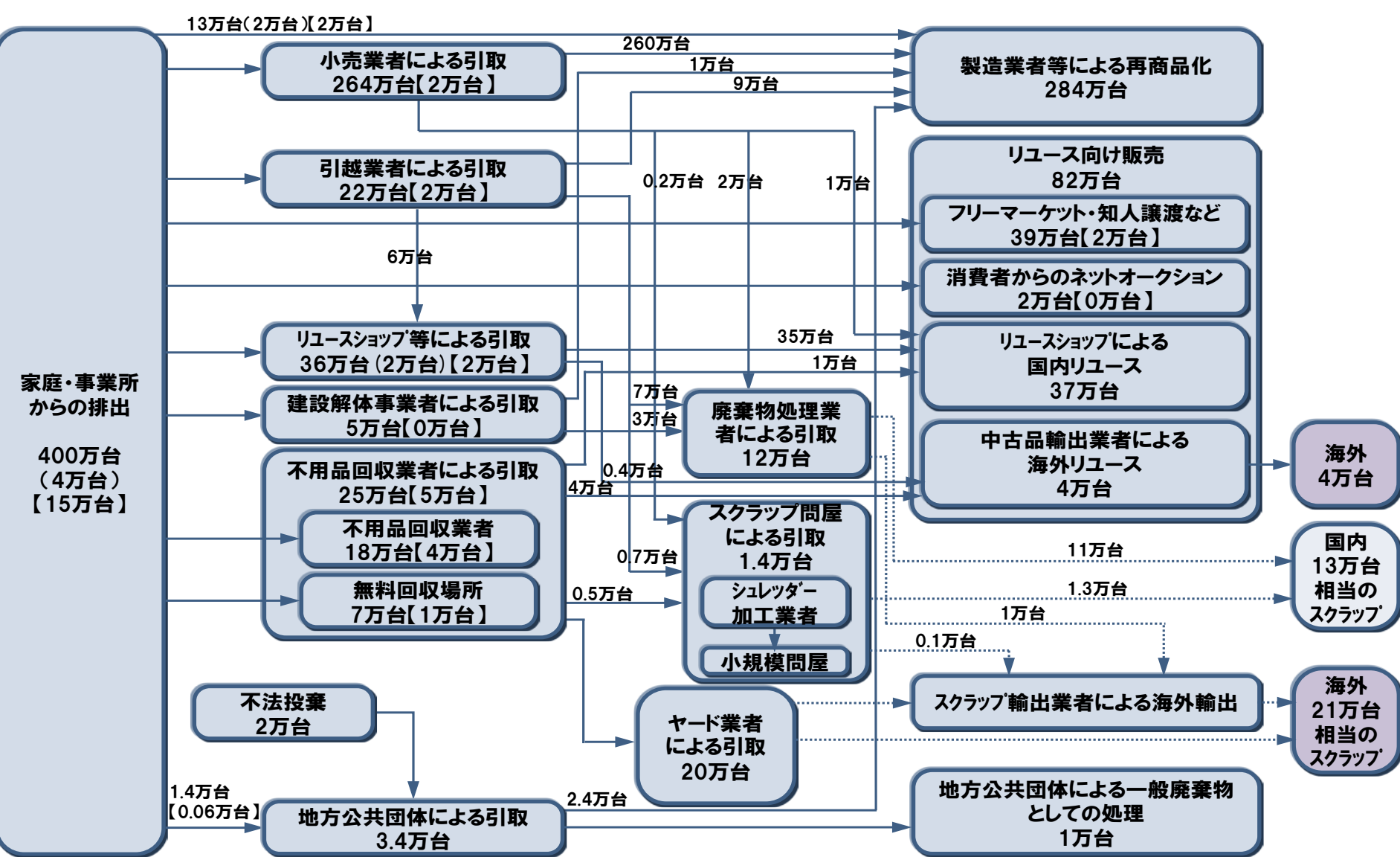
(注)上表は、一部を除き、あくまで消費者アンケート等を踏まえた推計であることに留意する必要。

3. 概況(5)④使用済家電のフロー推計(23年度、液晶・プラズマテレビ)



(注) 上表は、一部を除き、あくまで消費者アンケート等を踏まえた推計であることに留意する必要。

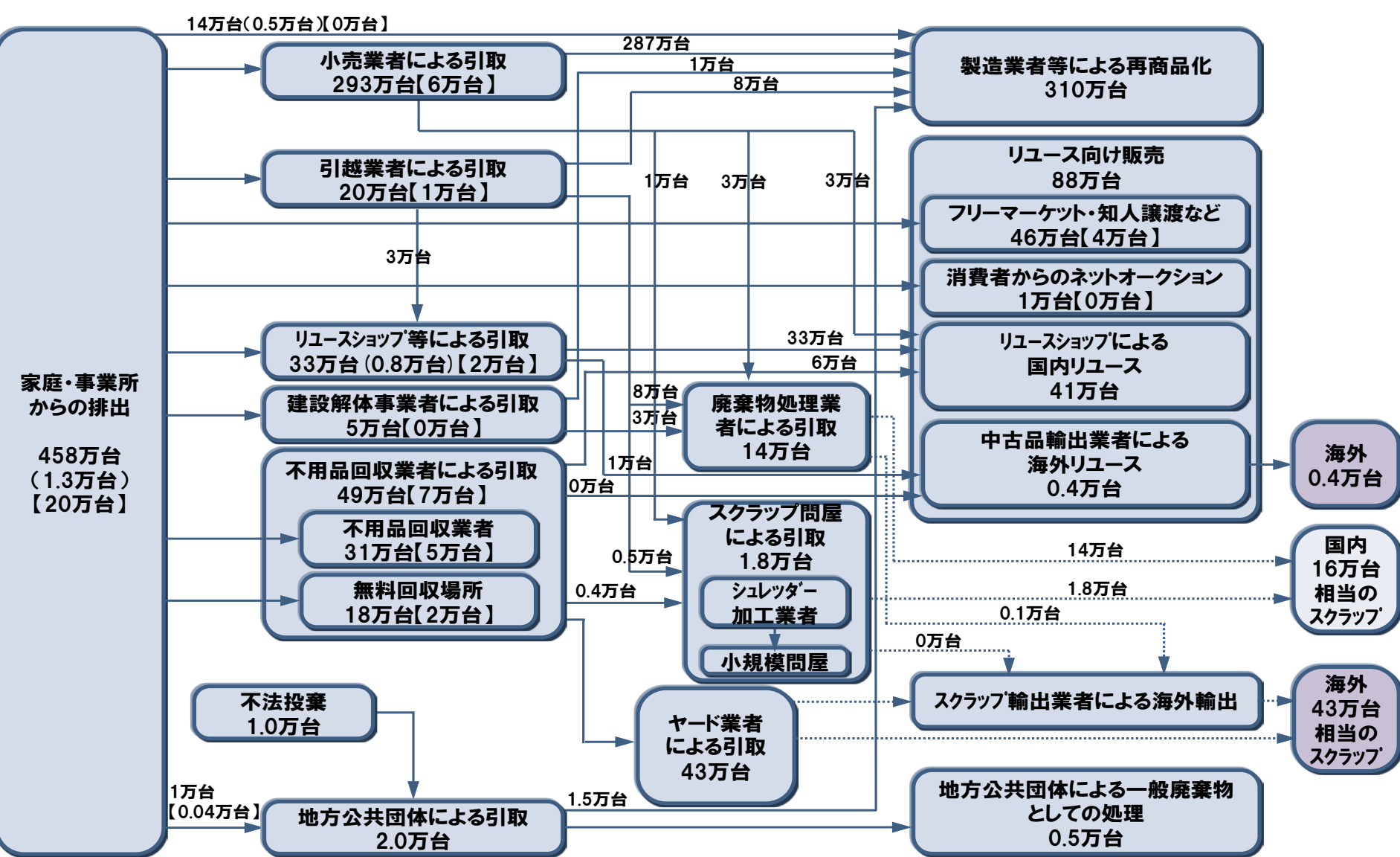
3. 概況(5) ⑤使用済家電のフロー推計(23年度、冷蔵庫・冷凍庫)



→ : 製品
 : スクラップ ※ ()内数字はリース・レンタル業者由来のもので内数。【】内数字は退職品由来のもので内数。

(注) 上表は、一部を除き、あくまで消費者アンケート等を踏まえた推計であることに留意する必要。

3. 概況(5)⑥使用済家電のフロー推計(23年度、洗濯機・衣類乾燥機)



→ : 製品
 : スクラップ ※ ()内数字はリース・レンタル業者由来のもので内数。【】内数字は退職品由来のもので内数。

(注) 上表は、一部を除き、あくまで消費者アンケート等を踏まえた推計であることに留意する必要。

4. 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」 に位置付けられた各種施策の実施状況（制度検討の経緯）

○法附則第3条 本法律の本格施行（平成13年4月）後5年経過後、本法律の施行の状況について検討。

○平成18年6月～産業構造審議会・中央環境審議会における制度検討

○平成20年2月 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」

・上記「報告書」及び各種施策の実施状況のポイント

	報告書のポイント	各種施策の実施状況のポイント
1. 消費者の適正排出の推進	リサイクル費用の透明性確保・料金低減化	<ul style="list-style-type: none"> ・国がメーカーから定期的に報告徴収・公表。 ・製造業者等が料金引下げ（エアコン ¥3,675 → ¥1,575 等）
2. 小売店からメーカーへの適正引渡の確保	小売業者の適正引渡の徹底、収集運搬負担の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・国が小売店（引取台数上位20社）から定期的に報告徴収・公表。 ・製造業者等が指定引取場所のA・Bグループ共有化
3. 不法投棄対策の強化	メーカー等による協力	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業者等が市町村に対して助成金の交付等を実施。
4. 適正リユース促進、廃棄物処理等の適正性確保	適正なリユースの促進、廃棄物処理法・バーゼル法の厳正な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・国がリユース・リサイクル仕分け基準ガイドラインを作成。 ・使用済廃家電の廃棄物該当性を明確化。
5. その他	品目拡大、再商品化率の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・対象品目に液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機を追加。 ・法定再商品化率を改定（エアコン60→70%、冷蔵庫50→60%、洗濯機50→65% 等）。

・上記「報告書」において、「今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当」とされている。

4. 実施状況 (1)消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進①

【再商品化等費用の透明化と消費者への情報提供】

○製造業者等からの定期的な報告徴収を国が実施し、フォローアップのための合同会合において公表。

(参考) 製造業者等の収支等の推移

	収支	リサイクル 料金総収入	再商品化等 費用
19年度	▲1,689	36,101	37,789
20年度	▲1,505	37,532	39,037
21年度	▲1,719	50,256	51,975
22年度	▲1,362	72,647	74,010

(注1) 単位は百万円。

(注2) 合同会合提出資料より算出。
同資料では単位未満を四捨五入して計上しているため、収入・費用の計算結果と収支は、必ずしも一致しない場合がある。

【環境配慮設計等による再商品化等費用低減の促進】

- 製造業者等において、リサイクルしやすい製品作りのため、解体・分別業務の効率向上のための「材質マーク」や「リサイクルマーク」等を定めた「家電製品 製品アセスメントマニュアル」を作成する等の取組。
- 上記のほか、家電使用年数は長期化傾向にある。

(参考1) 手解体・分別処理の容易化の例

部品点数の削減、製品や部品へのリサイクルマーク表示 (例 取外しねじの位置を示す表示)

(参考2) 家電製品の使用年数

	13年度	23年度	増減
エアコン	14.0年	14.5年	+0.5年
ブラウン管テレビ	12.5年	13.2年	+0.7年
冷蔵庫・冷凍庫	13.4年	15.5年	+2.1年
洗濯機・衣類乾燥機	11.3年	11.8年	+0.5年

[出典] 使用済家電4品目経過年数調査報告書(家電製品協会HP公開)

4. 実施状況 (1)消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進②

【消費者の適正排出促進のための料金低減の検討】

○製造業者等において、回収される資源の価格動向やリサイクルプラントの処理効率化等を勘案し、リサイクル料金の引下げを実施。

(参考) リサイクル料金の引下げ例

品目	区分	法施行当時	平成19年4月 1日引取分より	平成20年11月 1日引取分より	平成23年4月 1日引取分より	平成25年4月 1日引取分より
エアコン	—	¥3,675	¥3,150	¥2,625	¥2,100	¥1,575
テレビ	大(16型以上)	¥2,835		¥2,835		
	小(15型以下)			¥1,785		
冷蔵庫・ 冷凍庫	大(171リットル以上)	¥4,830		¥4,830		
	小(170リットル以下)			¥3,780		
洗濯機・ 衣類乾燥機	—	¥2,520				

【義務外品(注)の回収体制構築】○義務外品の回収体制が存在する市区町村の割合は97%(下記①～③計)。

(参考) 実態調査結果 (平成24年4月現在。1,739自治体への調査)

①回収体制を構築している	724自治体(42%)
②自ら構築していないが住民に説明している回収方法について行政関与している	375自治体(21%)
③自ら構築しておらず住民に説明している回収方法について行政関与していない	591自治体(34%)
④排出者による指定引取場所への自己搬入を説明	49自治体(3%)

(注) 家電リサイクル法上、買換えの場合及び自ら過去に販売した家電については小売業者に引取義務が課せられているが、義務外品とは、小売業者にこうした引取義務が課されていない排出家電をいう。

4. 実施状況(2)小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡しの確保①

【小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化】

○製造業者等への引渡上位20社に対し定期報告徴収を実施し、フォローアップのための合同会合において公表。

【リユース・リサイクルの仕分けガイドラインの策定】

○合同会合において「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を取りまとめ(平成20年9月)。

(参考)リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン(製品性能に関するもの)

○「家電リサイクル法遵守に資するガイドライン」(ガイドラインA)と「適正リユース促進に資するガイドライン」(ガイドラインB)の二段階のガイドラインを策定

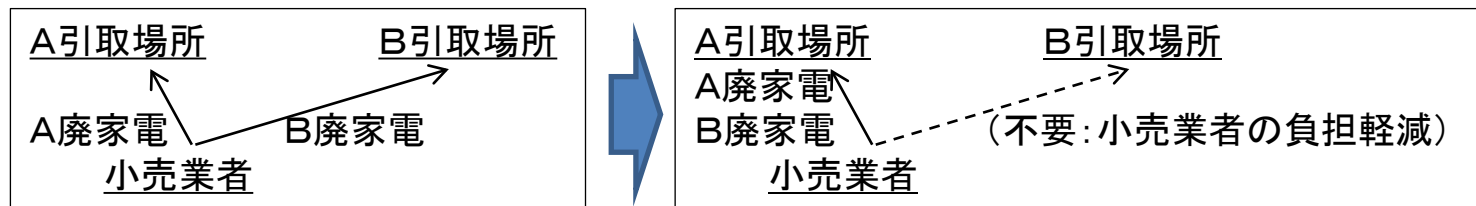
○製品性能に関し、①年式、②動作確認、③外観・性能について策定等

4. 実施状況(2)小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡しの確保②

【指定引取場所の共有化】

○製造業者等のAグループ・Bグループいずれの指定引取場所においても、全製造業者等の廃家電の引取を可能化（平成21年10月1日より）。

(参考)指定引取場所の共有化のメリット(イメージ)



【離島地域における収集運搬の改善】

○製造業者等が、離島対策事業協力として、市町村に対して助成金の交付等を実施。（開始当初、平成21年度を初年度として3年間の実施を予定。その後、平成26年度まで3年間延長。）

(参考)離島対策事業協力の対象市町村数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
18	19	15	15

4. 実施状況(3)不法投棄対策の強化

【不法投棄対策に関する資金面を含めた関係者協力体制の構築】

○製造業者等が、不法投棄未然防止事業協力として、市町村に対して助成金の交付等を実施。（開始当初、平成21年度を初年度として3年間の実施を予定。その後、平成26年度まで3年間延長。）

(参考)不法投棄未然防止事業協力の対象市町村数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
41	39	41	44

4. 実施状況(4) 3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃棄物処理・資源輸出の適正性を確保

【廃棄物処理法違反に対する厳正な対処】

○不用品回収業者等不適正な処理ルートへの対策を強化するため、使用済廃家電の廃棄物該当性の判断に当たっての基準等について環境省から地方公共団体等へ通知を発出(平成24年3月等)。

(参考)関係通知のポイント

使用済物品の適正な処理の確保について(平成22年10月21日)

・都道府県知事及び市町村長は、廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、報告の徴収又は立入検査を実施。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(平成24年3月19日)

・無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。特定家庭用機器については廃棄物該当性について具体的な基準を提示。中古品としての価値がない又は中古品としての扱いを受けていない場合は廃棄物に該当。

・中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際における、廃棄物該当性の判断においても24年3月通知の考え方が適用される旨を周知(平成24年4月27日)。

【バーゼル法の適正な運用等】

○廃家電の不法輸出を防止するために、バーゼル法の適切な運用等による水際対策について検討。

(参考)関係通知等のポイント

■偽装リユース対策

- ・使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準について(平成21年6月1日)
 - ー外観、動作確認等の基準を設定。
- ・使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について(平成24年6月パブコメ実施)
 - ーブラウン管テレビ以外の電気・電子機器にも適用される基準策定を検討中。

■金属スクラップに混在する廃家電対策

- ・有害性の確認における成分分析の単位の明確化を検討中。

4. 実施状況(5) その他①

【品目拡大】

○対象機器に液晶式テレビ及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機を追加。

(特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正 平成21年4月1日施行)

4. 実施状況(5) その他②

【再商品化率の在り方】

○「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」(平成20年9月 合同会合)を踏まえ、再商品化等基準を設定(特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正/21年4月1日施行)。

*20年2月報告書においては、「リサイクルの質を、再商品化率という基準以外でどう評価するかについて、検討を続けていくべきとの指摘もあった」とされている。

(参考1) 再商品化等基準の設定
(平成21年4月1日施行)

	改正前	改正後
エアコン	60%	70%
電気冷蔵庫・ 電気冷凍庫	50%	60%
電気洗濯機・ 衣類乾燥機(新設)	50%	65%
液晶テレビ・ プラズマテレビ	—	50%
ブラウン管テレビ	55%	55%

(参考2) レアメタルのリサイクルに係る中間取りまとめ(ポイント)
(産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
平成24年9月25日)

レアメタルを含む使用済み製品の排出が本格化してくる2010年代後半までの間を「条件整備集中期間」と位置付け、国主導の下に、①使用済み製品の回収量の確保、②リサイクルの効率性の向上(技術開発の推進等)、③資源循環実証事業の実施といった対応策を集中的に講じる。